

令和7年度第2回新座市防災会議

令和8年1月29日（木）午前10時
新座市役所本庁舎5階
全員協議会室・第1委員会室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 新座市地域防災計画の最終案について

ア パブリック・コメントに準じた手続による意見募集の結果 【資料2】
イ 意見を踏まえた修正内容 【資料3】

(2) 地区防災計画について 【資料4】

(3) その他

ア 新座市地域防災計画の今後のスケジュールについて 【資料5】
イ 新たな防災気象情報について 【資料6】

4 閉 会

«配布資料»

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料1 | 新座市防災会議 委員一覧 |
| 資料2 | 新座市地域防災計画（原案）に係る意見一覧 |
| 資料3 | 新旧対照表（新座市地域防災計画（原案）からの変更点） |
| 資料4 | 新座団地自治会・自主防災会 地区防災計画（素案） |
| 資料5 | 今後のスケジュールについて |
| 資料6 | 新たな防災気象情報について |

新座市防災会議 委員一覧

資料1

会長 新座市長 並木 傑

番号	法令区分	区分	機関名	職名	氏名	出欠
1	1号委員	指定地方行政機関の職員 2人以内	さいたま労働基準監督署	署長	北川 敏子	欠席
2			埼玉県さいたま農林振興センター	所長	平井 敏一	出席
3	2号委員	埼玉県知事の部内の職員 4人以内	埼玉県朝霞県土整備事務所	所長	田中 久義	出席
4			埼玉県朝霞保健所	所長	湯尾 明	欠席
5			埼玉県南西部地域振興センター	所長	鈴木 淳子	出席
6			新座警察署	署長	鹿内 士	欠席
7			新座警察署	警備課長	坂巻 正和	出席
8	4号委員	埼玉県南西部消防局の消防局長	埼玉県南西部消防局	消防局長	大野 政春	出席
9	5号委員	市教育長	新座市教育委員会	教育長	金子 廣志	出席
10	6号委員	市消防団長	新座市消防団	団長	小泉 哲也	出席
11	7号委員	前2号以外の市職員 20人以内	新座市	副市長	山崎 糧平	出席
12				総合政策部長	永尾 郁夫	出席
13				総務部長	渡辺 哲也	欠席
14				財政部長	櫻井 浩	出席
15				市民生活部長	一ノ関 知子	出席
16				総合福祉部長	伊藤 佳史	出席
17				こども未来部長	増田 順子	出席
18				いきいき健康部長	平野 静香	欠席
19				まちづくり未来部長	廣澤 真吾	出席
20				インフラ整備部長	山本 実	出席
21				危機管理監	鈴木 義弘	出席
22				会計管理者	今村 哲也	出席
23				教育総務部長	齋藤 寿美子	出席
24				学校教育部長	近藤 章宏	出席
25				議会事務局長	榎本 哲典	出席
26				選挙管理委員会事務局長	増子 義久	欠席
27				監査委員事務局長	増子 義久	欠席
28				市民生活部副部長兼産業振興課長	今村 治美	出席
29				財政部課税課長	村松 陽子	欠席
30				こども未来部児童発達支援センター副所長	池田 智恵子	欠席
31	8号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 9人以内	NTT東日本株式会社埼玉事業部埼玉南支店	支店長	霜鳥 正隆	出席
32			東武鉄道株式会社志木駅	駅長	相良 紀章	欠席
33			東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	支社長	金田 麻子	出席
34			東日本旅客鉄道株式会社東所沢駅	駅長	大川 卓也	出席
35			東京ガス株式会社埼玉支社	副支社長	真中 一実	出席
36			東武バスウエスト株式会社新座営業事務所	所長	斎藤 昇	欠席
37			西武バス株式会社新座営業所	所長	尾嶋 隆一	欠席
38			日本通運株式会社埼玉支店	支店長	山田 茂一	欠席
39			日本郵便株式会社新座郵便局	総務部長	原 智之	出席
40	9号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 6人以内	新座市商工会女性部	部長	嶋野 加代	出席
41			新座市婦人会連合会	会長	森田 幸子	出席
42			新座市町内会連合会	会長	清水 由紀子	出席
43			新座市防災組織連絡協議会	会長	大橋 鉄二郎	出席
44			一般社団法人朝霞地区医師会	理事兼新座支部長	牧田 和也	欠席
45			一般社団法人朝霞地区歯科医師会	理事兼新座支部長	宮崎 さゆり	欠席

新座市地域防災計画（原案）に係る意見一覧

資料2

【凡例】
 ○：意見を採用するもの
 △：計画には反映しないが、今後検討するもの
 -：上記以外のもの（質疑など）

第1編				
No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針
1-1	10	日本維新の会	<p>新座市防災会議委員の委嘱等にあっては、多様なニーズを捉えるため、委員に占める女性の割合を高めるよう配慮し、女性の意見を積極的に取り入れる。とあるが、女性の割合を高める配慮はよいと思うが、女性に限定して意見を積極的に取り入れると明記するのではなく、女性目線のこまやかな意見も積極的に取り入れていく、といった文言が良いのではないか。</p>	<input type="radio"/> 御意見を踏まえ、ジェンダー視点の細やかな意見を取り入れる旨の記載とします。
1-2	10	未来を創る会	<p>2)組織について 国の防災基本計画では、男女共同参画の観点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう求めており、今回の改正案はその趣旨と整合するものと考える。 一方で、「多様なニーズを捉える」との目的であれば、インクルーシブ防災の観点からも、障がい者や高齢者など、配慮を要する立場の当事者・支援に関わる団体を委員として規定することについても検討してはどうか。計画策定段階から当事者の視点を反映させることには意義があると考える。 また、女性の割合を高める点について、現行では既に女性団体が委員に含まれていることから、それ以外で割合を引き上げる場合には、各委員団体に対し女性委員の選出を要請することが主な方法になるのではないかと思うが、その際の確保方法や実効性についてはどのようになるのか。 一方で、近隣4市では具体例は確認できなかったものの、地理的に近い自治体や先行事例としては、障がい当事者団体や保育・教育関係団体等を委員に位置づけ、多様な視点を取り入れている例が見られる。例えば、さいたま市、戸田市、野田市、豊島区などでは、障がい当事者団体や福祉・保育・教育関係団体、公募委員等が委員として参画している。</p>	<input type="radio"/> 今回の見直しでは御意見の反映は行いませんが、配慮を要する立場の方等からの視点を取り入れることは意義があることと認識していますので、今後、委員の構成については、近隣自治体の事例を研究させていただきます。 また、女性委員の割合を引き上げる方法としては、御意見のとおり委員を委嘱している団体に呼び掛ける方法などが考えられますが、団体に対し選出を強制することはできないため、まずは委員となる市の職員の中で配慮してまいります。
1-3	10	障がい者福祉課	<p>「なお、委員の委嘱等にあっては、多様なニーズを捉えるため、委員に占める女性の割合を高めるよう配慮し、女性の意見を積極的に取り入れる。」の文言について、配慮しなければ女性は委員になりえないと女性を卑下しているのか。男性では多様なニーズを捉えられないと男性を卑下しているのか。男女で必ず意見が異なると差別をするため、「女性の意見」を求めるのか。時代柄必要な文言とは思うが、文言が配慮に欠ける。 「なお、委員の委嘱等にあっては、多様なニーズを捉えるため、委員の割合に性別等の偏りが生じないよう配慮する」等ではいかがか。</p>	<input type="radio"/> №1の御意見と同様に、記載を女性に限定しないよう文言を改めます。
1-4	17	交通政策課	災害時における交通安全教育に関すること。と掲載があるが、母の会では特段、通常時でも交通安全教室は行っていないため、削除してもらいたい。	<input type="radio"/> 御意見を踏まえ、母の会の記載を削除します。 また、第2編178ページにも母の会の記載があることから、同様に削除します。
1-5	27	政策課	(2) 人口密度 「最も低いのが中野で8.3人/ha」との記載があるが、町別人口密度の表では中野の人口密度が7.9となっている。	<input type="radio"/> 御意見を踏まえ、正しい数値に修正します。
1-6	33	道路河川課	延長別橋梁現況の表について、所管部署名の修正をお願いする。	<input type="radio"/> 御意見を踏まえ、部署名を修正します。

第2編

No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針(○・△・×)	
2-1	4	公明党	災害廃棄物量 災害廃棄物体積の単位の部分が「3」となっているが、正しくは「m ³ 」ではないか。	—	新旧対照表の資料ですと見づらいですが、単位の部分は「m ³ （立米）」となっているためこのままとします。
2-2	10 11	建築審査課	「□土地利用の現状と課題」に「木造率」との表現があるが、国内における建築物の大多数が木造であり、防耐火性能の技術的な進歩も踏まえると、木造だけを捉えず、より適切な表現が望ましいと考える。	—	木造をネガティブに捉えているわけではなく、「新座市都市計画マスター・プラン」から一部抜粋している内容であるため、現行のままとします。
2-3	29	下水道課	「(2) 下水道施設の安全対策【下水道課】」内に以下下線部の内容を修正・追記してもらいたい。 ～整備を行うとともに、被害発生に備え、埼玉県及び（公社）日本下水管路管理業協会との連絡体制を確立するための訓練の実施に努める。	○	御意見のとおり文章を追記します。
2-4	34	未来を創る会	改訂前の計画では、避難拠点の指定に関する項目において、「9か所の福祉避難所がある」旨が明記されていたが、今回の原案ではその記載が削除された。 後段では福祉避難所についての詳細な説明がなされているが、計画冒頭での避難拠点の全体像を示す箇所から記載が無くなった理由について、念のため確認したい。	—	本市の福祉避難所は、災害対策基本法の指定を受けておらず、指定緊急避難場所から対象者を移送する二次的な避難所として想定しています。 そのため、現状の福祉避難所の運用と整合を図った表記となっており、後退を意味するものではありません。
2-5	40	公共施設マネジメント課	「現在、民間施設及び公共施設を含めて9施設を福祉避難所の候補としているが、指定数が十分でなく、特に、障がいのある方の受入れについて拡充する必要があることから、今後も協定等により候補施設を増やしていく。」とあるが、候補としている（指定できていない）のであれば「指定数が十分でなく」と記すことに違和感がある。 「指定数が十分ではなく」は「数が十分でないことから」といった表現に改めてはどうか。	○	御意見を踏まえ、適切な表現に改めます。
2-6	40	公明党	福祉避難所の指定から、福祉避難所の候補となったのは何故か。この表現は後退と考えるため、指定と表記すべきではないか。	—	No.4と同様に本市の福祉避難所は、災害対策基本法の指定を受けておらず、指定緊急避難場所から対象者を移送する二次的な避難所として想定しています。 そのため、現状の福祉避難所の運用と整合を図った表記となっており、後退を意味するものではありません。 なお、今後の方針としては、計画原案にも記載のとおり、候補となる施設を増やし、要配慮者の受入体制を推進していきます。
2-7	40	財政課	避難所の良好な環境を形成するため、避難所となる市民総合体育館にも屋外トイレの整備・改修を推進することについて追記してはいかがか。	○	災害時におけるトイレの課題は能登半島地震で改めて顕在化したことから、御提案を受け修正します。
2-8	64	公明党	給食用施設・資機材の整備について、避難者に温かい食事を提供する体制整備は評価するが、どのような体制で実施するのか。	△	給食調理室の活用を想定していますが、市内小・中学校の給食は現在、大部分が委託されており、委託先と協定を取り交わした上で実施することが必要となるため、運用面において今後の検討課題とします。
2-9	66	未来を創る会	64頁の改定同様、「新物資システム（B-PLo）」と記載したらどうか。	○	御意見のとおり、64頁と同じ表記に改めます。
2-10	69 70	公明党	備蓄目標にトイレカーを記載すべきではないか。	○	災害発生時には主に断水を想定し、薬剤トイレを使用することを想定しております。一方、トイレカーは本市内の利用だけでなく、市外で被災した自治体への応援が可能であることから、国の交付金を活用し、新たに導入することについて新たに計画に位置付けます。

2-11	82	公共施設マネジメント課	□救急告示医療機関（埼玉県指定（朝霞地区4市））の表に朝霞病院が追記されているが、出典である埼玉県地域防災計画資料編の表では同病院は救急病院となっていない。また、新たに救急告示医療機関とされた様子も確認できなかつたので、再確認が必要と考える。	○	再確認したところ、御意見のとおり朝霞病院は救急病院となっておらず、反映誤りであったことから同施設は表から削除します。
2-12	89	公明党	避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、という記載があるにもかかわらず、何故、市は発災当初は主体となって実施し、と言い切れるのか。市職員の派遣が困難であるならばむしろ町内会など地域に委ねるべきではないか。 市が発災当初は主体となって実施しようとするのであれば、職員への避難所開設訓練は今まででは足りないのではないか。より訓練を強化すべきではないか。 また、市民への周知啓蒙をすすめたいのであれば、市職員全員が防災士の資格を取るなど、防災への意識を持つなどしないと市民への支援ができないのではないか。	○	御意見を踏まえ、文章の構成を見直します。 災害発生当初は混乱が想定されることから、落ち着くまでの数日、数週間は市が主体となって運営を行い、その後、避難者（住民）に移行することが望ましいと考えられます。 市職員の訓練としては、避難所参集・開設訓練を毎年実施しており、今後も更なる練度の向上に努めます。 なお、防災士の取得等については、参考意見として承ります。
2-13	90	公共施設マネジメント課	囲み記事内、7. 1 (2) の本文及び7. 2 (1) の本文の記述が若干異なる。 特段問題がないのであれば、令和2年国勢調査の「常住地による15歳以上就業者数及び通学者数」の表の内容に合わせ、想定される帰宅困難者の総数は52,200人、「通勤」は「就業」に記述を統一してはどうか。 ・囲み記事内 本市からは、毎日約52,500人の市民が市外に通勤・通学しており、… ・7. 1 (2) 本市から市外に就業・通学している人は約52,200人であるが、… ・7. 2 (1) 約52,200人の新座市民が帰宅できなくなる可能性があることから… なお、「帰宅困難者対策」の記述（第2編205ページ）においても「通勤」という言葉が使われている。	○	御意見を踏まえ、帰宅困難者の総数を「52,500人」に、通勤の用語を「就業」に修正します。
2-14	95	道路管理課	第二次緊急輸送道路の括弧書きの説明について場所がずれているため、適切な内容に修正してもらいたい。	○	御意見を踏まえ、修正します。
2-15	97	公明党	市の施設である（仮称）大和田多目的運動場が削除されている理由を教えてもらいたい。活用できるようにできないか。	—	当該地が浸水想定区域内にあることや地権者の意向等を考慮し、利用することが困難なことから削除しました。
2-16	116	公明党	⑤個別避難計画の実行性の確保について、文章では実効性の確保となっているが、違いを教えてもらいたい。	○	違いはなく記載誤りのため、表記を「実効性」に統一します。
2-17	130	出納室	出納班の事務分掌のうち、2義援金品の受付・管理の「品」に、取消し線ありのため、修正をお願いする。	○	御意見のとおり修正します。
2-18	130	下水道課	「□災害対策本部事務局の事務分掌（その3）」内の下水道課の事務分掌内に以下の下線部分を追記してもらいたい。 3. 土木建設業者等との連絡調整 4. 下水道工事店との連絡調整	○	御意見のとおり追記します。
2-19	133	保育課	震災時の各保育園の参集のタイミングが一段階引き上げになつたが、保育園が空いている時間は指定職員は保育園に留まって園内の対応に当たり、閉園時は緊急初動班として避難所参集するということでよいか。	—	震度5弱の地震時に各保育園の指定職員は、開園・閉園時問わず園内の対応をいただくことになります。 なお、各保育園において、震災時に緊急初動職員として対応いただくケースは、閉園時に震度6弱以上の地震が発生した場合となるため、震度6弱未満の地震時には、保育園内の対応をお願いします。

2-20	133 140	保健センター	「配備体制特別動員計画表（その2）」及び「活動分担表」では医療班の参考先が保健センターとなっている。参考後一定人数のメンバーは医療班の活動場所として位置づけられている本庁舎3階に移動することが想定されるが、そのことがわかるような記載方法が良いのではないか。 この新旧をみると、医療班の活動場所は保健センターのみであるように読み取れる。	○	御意見を踏まえ内部で検討を行った結果、保健センターは市役所本庁舎に参考するよう、記載内容を修正します。
2-21	135	市民	特に避難所の開設のために各避難所に参考する職員に、会計年度任用職員を加えるべきではないか。 会計年度任用職員も正式任用の公務員であり、市内在住の方も多いと思われる。これにより、常勤職員（正規職員）が他の業務に従事することが可能になると考える。	—	会計年度任用職員を加えることで、より迅速な避難所の開設が期待されますが、任用形態や契約など運用面の課題があることから、緊急初動職員に会計年度任用職員を加えることは考えていません。 なお、契約内の勤務時間中は、災害対応に従事していただくことを想定しています。 また、安定した避難所の開設のため、参考職員の固定化を図ることを検討しています。
2-22	162	公明党	⑦熱中症対策の表記が追加されたことを評価する。	—	避難所における暑さ寒さ対策は、市としても重要と認識していますので、避難が開設された際には適切な対応を図ってまいります。
2-23	162	公明党	⑧その他 ホームレスについての表記は、人権的な観点からこのような表現はいかがなものか。言葉への配慮が必要ではないか。	—	法令でも「ホームレス」という用語が用いられていることから、原案どおりとします。
2-24	193	公明党	給水機器のポリ袋を37,600枚から25,000枚に減らした理由は何故か。給水車は充足しているのか。	—	給水袋の使用期限が約10年とされているため、使用期限内の給水袋の数を記載しました。備蓄目標の50,000枚に到達するため、毎年度5,000枚ずつ買い替えを行っています。 また、給水車の配備状況について、現状の運用体制においては配備状況に不足はありません。
2-25	194	公明党	新座団地の受・配水池容量が減少している理由は何故か。	—	令和5年度中に新座団地給水場の耐震補強工事（受配水地内）を行い、有効容量が減少したためとなります。
2-26	209	公明党	遺体の収容は市営墓園のみでは不足するので、修正前のように市内の寺院等にも協力を要請すべきではないか。	—	被害想定では、市営墓園内でご遺体の収容は充足することができるとしています。 また、寺院は市営墓園に比べると、少数しか収容できないことから、原案のままとします。
2-27	223	公共施設マネジメント課	② 健康診断班の囲み記事内の上から4つ目の○ 「エコノミー症候群」ではなく「エコノミークラス症候群」が正当ではないか。 (厚生労働省の公式ページでは「エコノミークラス症候群の予防のために」というコンテンツがある。)	○	御意見を踏まえ、「エコノミークラス症候群」に修正します。
2-28	253	下水道課	「（2）下水道施設応急対策計画」内に以下下線部分を追記してもらいたい。 ②枝線・幹線を含め、～図る。 ③下水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。	○	御意見のとおり文章を追記します。

第3編

No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針	
3-1	7	公共施設マネジメント課	「□想定避難対象人口」の欄外注として「想定避難対象人口は、令和7年10月1日現在でハザード内に居住する推計人口である。」との記述がある。 「ハザード」が単体で用いられているのは計画書の中でこの部分のみだが、用語に対する説明がないので、定義を明確にするか、「各河川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域」としたほうがよいのではないか。	<input type="radio"/>	御意見を踏まえ、表記を改めます。
3-2	55	出納室	出納班の事務分掌のうち、2義援金品の受付・管理の「品」に、取消し線ありのため、修正をお願いする。	<input type="radio"/>	御意見のとおり修正します。
3-3	55	下水道課	「□災害対策本部事務局の事務分掌（その3）」内の下水道課の事務分掌内に以下の下線部分を追記してもらいたい。 3. 土木建設業者等との連絡調整 4. 下水道工事店との連絡調整	<input type="radio"/>	御意見のとおり追記します。

第4編

No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針	
4-1	27	歴史民俗資料館	第4節 文化財災害対策計画 の前文を修正 「市内に存在する貴重な文化財を後世に伝えるため、災害から守るための対策について定める。」 「正しい」かどうかは、市が判断するものではないため削除。「保全」は文化財には用いず、「保護」は保存と活用の両立を指す用語になるので、言い換え。	<input type="radio"/>	御意見のとおり修正します。
4-2	27	歴史民俗資料館	第1予防対策 ⑨の「避雷装置」の前に「収蔵施設」を追加。有形文化財が保管されている建物自体が、災害に強いものであることが望ましい。 ⑩の「映画会、」を削除。想定される映画がない。 ⑪の「所有者」の後に「・管理者」を追加。所有者が管理者を定めている場合があるため。	<input type="radio"/>	御意見のとおり修正します。
4-3	27	歴史民俗資料館	第1予防対策 の前文を修正 「文化財に対する災害は、風水害、地震、火災、落雷などによる損失が予想されるが、最も憂慮されるべきであるのは有形文化財の火災による焼失である。」 例えば国指定天然記念物「平林寺境内林」は、風水害や落雷で、県市指定史跡「野火止用水」は大雨で、毎年軽微な被害を受けており、頻度としては火災より多い。ただし、根本的に文化財が失われる原因是火災であるため、その背景を反映させた。	<input type="radio"/>	御意見のとおり修正します。
4-4	28	教育支援課	「第1 予防対策」で記載されているが、段落がずれている。	<input type="radio"/>	御意見を踏まえ、段落のずれを修正します。

資料編

No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針	
資1		下水道課	資料編その2 図表に市内下水道工事店の一覧を追加してもらいたい。	<input type="radio"/>	御意見を踏まえ、一覧を追加します。

その他意見					
そ-1	/	保育課	保育園と庁舎の閉庁時間が違うので、緊急初動職員の震災と水害、土砂災害の活動の違いや災害ごとの収集のポイント（閉庁・開庁時など）の解説を加えてもらいたい。	△	参考意見として承ります。 地域防災計画内に解説を追記することは考えていませんが、他の計画、マニュアルで加筆を検討します。
そ-2	/	市民	1) 基本計画の見直しが必要ではないか 「下水道事業雨水整備10か年計画」、「公共下水道ストックマネジメント計画」「新座市雨水管理総合計画」などの基本計画があるようだが、ここ数年集中豪雨は頻度、激しさを増している。 防災計画書には定期的な見直しの計画は記載されていないようだが、前提条件が変化しつつある現在、基本計画は定期的（できれば早急に）に見直しれているのか。	-	計画の見直しについては、地域防災計画第1編4ページ第4「計画の修正」において言及しており、必要があると認めたときに適宜修正しています。直近での修正は、令和5年3月に行っています。
そ-3	/	市民	2) 見直しのための災害情報の収集と原因分析 見直しのためには、災害発生状況を記録するだけでなく、災害に至ったプロセスや原因の特定が必要であると考える。そのうえで対策立案と実施計画が策定されるのではないか。 また、平時から定期的なパトロールなどにより、リスク及びその変化を把握する体制が必要と思う。この点も防災計画書には記載が無い。 さらに住民からの情報を収集する仕掛けがあればと考える。	△	参考意見として承ります。 より具体的な内容は地域防災計画内ではなく、下位計画・マニュアル等への記載を検討してまいります。
そ-4	/	市民	1. リアルタイム監視体制の強化（河川監視ライブカメラの増設） 【現状と課題】 現在、新座団地周辺の柳瀬川状況を直接確認できるライブカメラがなく、近隣市（志木市）のカメラに頼らざるを得ない状況である。災害時にはアクセス集中により閲覧が困難になることも想定される。 【意見・要望】 ・新座団地付近の柳瀬川沿いに、市民がリアルタイムで水位や状況を確認できる河川監視ライブカメラを設置してもらいたい。 ・住民が能動的かつ迅速に避難判断を下せるよう、情報インフラを整備してもらいたい。	-	参考意見として承ります。 御意見についての地域防災計画への反映は行いませんが、河川監視カメラの設置については、管内の朝霞県土整備事務所に要望しています。

そ-5	市民	<p>2. 広域的な連携による排水ポンプ場稼働状況の可視化 【現状と課題】 内水氾濫の鍵を握る「館第一排水ポンプ場」の稼働状況について、現状の市役所間・部署間を跨ぐ問い合わせ体制は、緊急時の情報伝達として迅速性に欠ける。</p> <p>【意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志木市などの関係機関と連携し、「館第一排水ポンプ場」の稼働状況をリアルタイムで公開する仕組み（Web公開等）を構築してもらいたい。 ・住民が「今、ポンプが動いているか（能力に余裕があるか）」を即時に知ることで、避難行動の判断材料にできるようにしてもらいたい。 	—	<p>志木市が管理する当該排水ポンプ場は、志木市と新座市の各一部区域の排水機能を持つため、市域全域の内水浸水リスクと直接一致しません。</p> <p>また、ご指摘の当該排水ポンプ場の稼働状況は、市民が避難情報として直感的に理解できる情報ではないため、誤解を招く可能性があることから、排水ポンプ場の稼働状況を単独で避難情報として提供することは採用できません。</p> <p>しかしながら、総合的な情報として、今年度策定予定の内水ハザードマップ等も含めて、市民に分かりやすく伝達する工夫について、検討してまいります。</p>
そ-6	市民	<p>3. 車両避難を含めた実効性のある避難計画の策定 【現状と課題】 高齢者や身体の不自由な方にとて車での避難は不可欠だが、現状では車両の避難先やタイミングが不明確である。また、団地内駐車場の車両が水没した場合、災害後の復旧や生活再建に甚大な支障をきたす。</p> <p>【意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の避難だけでなく、車両の緊急避難場所の確保および避難手順を明確にした計画を策定してもらいたい。 ・垂直避難（自宅待機）が可能な住民についても、生活の足である車両を守るための具体的な誘導策を検討してもらいたい。 	△	<p>参考意見として承ります。 地域防災計画内ではなく、個別にリーフレットなどを作成し、別の形で明記します。 また、車両の避難についても同様に、ホームページ等で周知を図ります。</p>
そ-7	市民	地域防災計画の重要な部分をどのように市民に周知するか。また、災害が現実になった時に、いかに即行動出来るか日頃の訓練が最重要課題だと考える。この2点をすべての市民に周知し、日頃の防災訓練に参加していただく防災計画の立案と実行をお願いする。	—	市防災サイトや広報、概要版などを活用し、周知を図ります。市職員の訓練だけでなく、地域の方々への訓練の参加についても呼び掛けていきます。

新旧対照表

(新座市地域防災計画（原案）からの変更点)

令和8年1月29日

意見を踏まえた修正

- 新座市防災会議の組織について、女性に限定して意見を取り入れると読み取れることから、表現を改めてはいかがか。
- 委員の委嘱について、性別の偏りがないように表現を改めてはいかがか。

修正案

(2) 組織

新座市防災会議委員は、新座市防災会議条例に基づき、次表のとおり組織する。

なお、委員の委嘱等にあっては、多様なニーズを捉えるため、委員の割合に性別等の偏りが生じないよう配慮し、ジェンダー視点によるこまやかな意見を積極的に取り入れる。

※ここでいう「ジェンダー視点」とは、様々な性にまつわる格差や固定化された役割を解消し、誰もが対等かつ平等に、適切に避難所を開設・運営できるようにするための視点のことです。

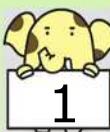
(埼玉県「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」より)

現案

(2) 組織

新座市防災会議委員は、新座市防災会議条例に基づき、次表のとおり組織する。

なお、委員の委嘱等にあっては、多様なニーズを捉えるため、委員に占める女性の割合を高めるよう配慮し、女性の意見を積極的に取り入れる。



意見を踏まえた修正

協力機関の表について、母の会では特段、通常時でも交通安全教室は行っていないため、削除してもらいたい。

修正案

(削除)

現案

新座市交通安全母の会

1. 災害時における交通安全教育に関すること。

※他1か所（第2編P.178）で同様の修正を行う。

意見を踏まえた修正

(2) 人口密度について、文章内「最も低いのが中野で8.3人／ha」とあるが、町別人口密度の表では中野人口密度が7.9となっている。

修正案

(2) 人口密度

本市の町別人口密度を以下に示す。

人口密度が最も高いのは新座で165.4人/haとなっている。以下、高い順に、東北、栗原、東、栄、新堀、石神、野寺、北野、片山（以上、1ha当たり100人以上）となっている。最も低いのが中野で7.9人/ha、次に低いのが本多となっている。

現案

(2) 人口密度

本市の町別人口密度を以下に示す。

人口密度が最も高いのは新座で165.4人/haとなっている。以下、高い順に、東北、栗原、東、栄、新堀、石神、野寺、北野、片山（以上、1ha当たり100人以上）となっている。最も低いのが中野で8.3人/ha、次に低いのが本多となっている。

意見を踏まえた修正

延長別橋梁現況の表について、所管部署名の修正をお願いする。

修正案

区分	総数		石橋及びコンクリート橋		鋼橋	
	25m 未満	25m 以上	25m 未満	25m 以上	25m 未満	25m 以上
橋 数	29	24	22	12	7	12
橋延長(m)	117.2	1,025.7	84	474.9	33.2	547.8
橋面積(m ²)	554.21	6,193.24	483.67	3,187.95	70.54	3,005.29
幅員(m)						
最大	11.3	16.0	11.9	16	4.0	11.5
最小	1.3	1.5	3.5	1.5	1.5	2.5

注) この表は、河川、水路、道路に架かる橋梁を示す。

資料) 道路管理課、道路河川課

現案

区分	総数		石橋及びコンクリート橋		鋼橋	
	25m 未満	25m 以上	25m 未満	25m 以上	25m 未満	25m 以上
橋 数	29	24	22	12	7	12
橋延長(m)	117.2	1,025.7	84	474.9	33.2	547.8
橋面積(m ²)	554.21	6,193.24	483.67	3,187.95	70.54	3,005.29
幅員(m)						
最大	11.3	16.0	11.9	16	4.0	11.5
最小	1.3	1.5	3.5	1.5	1.5	2.5

注) この表は、河川、水路、道路に架かる橋梁を示す。

資料) 道路河川課

意見を踏まえた修正

(2)下水道施設の安全対策【下水道課】内に文言の追記をお願いする。

修正案

(2) 下水道施設の安全対策【下水道課】

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。

下水管渠、マンホールポンプ等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が行えるよう、調査体制の整備に努める。

また、地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、老朽化した施設及び重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行うとともに、被害発生に備え、埼玉県及び（公社）日本下水道管路管理業協会との連絡体制を確立するための訓練の実施に努める。

現案

(2) 下水道施設の安全対策【下水道課】

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。

下水管渠、マンホールポンプ等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が行えるよう、調査体制の整備に努める。

また、地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、老朽化した施設及び重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行う。

意見を踏まえた修正

福祉避難所に関する記載事項について、候補施設としているのであれば、指定数が十分でなくという表記を改めてはいかがか。

修正案

① 福祉避難所

バリアフリー化されており、地域の住民と同じ空間あるいは地域における福祉避難スペース（室）では避難生活が困難な、専門性の高いサービスを必要とする要配慮者を収容するための設備・体制が整っている施設等とする。

現在、民間施設及び公共施設を含めて9施設を福祉避難所の候補としているが、（削除）

特に、障がいのある方の受入れについて拡充する必要があることから、今後も協定等により候補施設を増やしていく。

現案

① 福祉避難所

バリアフリー化されており、地域の住民と同じ空間あるいは地域における福祉避難スペース（室）では避難生活が困難な、専門性の高いサービスを必要とする要配慮者を収容するための設備・体制が整っている施設等とする。

現在、民間施設及び公共施設を含めて9施設を福祉避難所の候補としているが、指定数が十分でなく
特に、障がいのある方の受入れについて拡充する
必要があることから、今後も協定等により候補施設
を増やしていく。

意見を踏まえた修正

避難所の良好な環境を形成するため、避難所となる市民総合体育館にも屋外トイレの整備・改修を推進することについて追記してはいかがか。

修正案

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

本市では、災害が差し迫った状況や発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保する事ができる場所として、指定緊急避難場所を設ける。

(中略)

加えて、避難者の良好な健康状態や衛生環境を確保するため、公立小・中学校及び市民総合体育館の屋外トイレの整備・改修を推進することとし、バリアフリー化にも配慮する。

現案

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

本市では、災害が差し迫った状況や発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保する事ができる場所として、指定緊急避難場所を設ける。

(中略)

加えて、避難者の良好な健康状態や衛生環境を確保するため、公立小・中学校における屋外トイレの整備・改修を推進することとし、バリアフリー化にも配慮する。

意見を踏まえた修正

64ページの改定同様に、人権的な観点から表現を改めてはどうか。

修正案

(3) 食料の調達【危機管理室、関係各課】

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を把握する。また、新物資システム (B-PLo) を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

現案

(3) 食料の調達【危機管理室、関係各課】

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を把握する。また、新物資システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

意見を踏まえた修正

備蓄目標にトイレカーを記載すべきではないか。

修正案

(2) 良好的な避難所環境整備のための備蓄

災害関連死防止やプライバシーの確保など、良好な避難所環境を形成するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄を推進する。また、良好なトイレ環境を提供する取組の一つとして、トイレカー等を配備する。

現案

(2) 良好的な避難所環境整備のための備蓄

災害関連死防止やプライバシーの確保など、良好な避難所環境を形成するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄を推進する。

(新規)

意見を踏まえた修正

朝霞病院は救急病院になっていないのではないか。

修正案

□救急告示医療機関（埼玉県指定（朝霞地区4市））

医療機関名	所在地	電話番号 (048)	診療科目	総病床数
朝霞厚生病院	朝霞市浜崎703	473-5005	内・外・消・整・脳・皮・放	85
医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	466-2055	内・消内・呼内・腎臓内科・循内・小・ 小外・外・消化器外科・呼外・整・皮・ 泌・耳・眼・脳・婦・麻・形・リハ・ 放・精・神内・心療・救急科・緩和ケア 内科・歯外・肛外・血液内科・糖尿病 内科・乳腺外科・小児泌尿器科・病 理診断科	454
<u>(削除)</u>				
医療法人山柳会 あさか相生病院	朝霞市溝沼 3-2-33	467-0016	内・消内・神内・循内・リハ・整・呼 内・内分泌内科・乳腺外科・糖尿病内 科・肝臓内科・皮・歯	100
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	474-7211	内・神内・消内・循内・外・消化器外 科・呼外・整・脳・皮・形・小・泌・ 肛・眼・耳・婦・麻・リハ・救・リウ・ 放・腎臓内科	402

現案

□救急告示医療機関（埼玉県指定（朝霞地区4市））

医療機関名	所在地	電話番号 (048)	診療科目	総病床数
朝霞厚生病院	朝霞市浜崎703	473-5005	内・外・消・整・脳・皮・放	85
医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	466-2055	内・消内・呼内・腎臓内科・循内・小・ 小外・外・消化器外科・呼外・整・皮・ 泌・耳・眼・脳・婦・麻・形・リハ・ 放・精・神内・心療・救急科・緩和ケア 内科・歯外・肛外・血液内科・糖尿病 内科・乳腺外科・小児泌尿器科・病 理診断科	454
朝霞病院	朝霞市溝沼 1333-2	465-1181	精・神	101
医療法人山柳会 あさか相生病院	朝霞市溝沼 3-2-33	467-0016	内・消内・神内・循内・リハ・整・呼 内・内分泌内科・乳腺外科・糖尿病内 科・肝臓内科・皮・歯	100
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	474-7211	内・神内・消内・循内・外・消化器外 科・呼外・整・脳・皮・形・小・泌・ 肛・眼・耳・婦・麻・リハ・救・リウ・ 放・腎臓内科	402

意見を踏まえた修正

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、という記載があるにもかかわらず、何故市は発災当初は主体となって実施し、と言いたい切れるのか。

修正案

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。

そうした中でも市は発災当初、避難所運営を主体となって実施するが、避難が中・長期化する場合には、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行う。これらのことについて、出前講座や防災訓練、HUG訓練、防災組織連絡協議会等の機会を捉え、周知・啓発する。

現案

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。

市は、発災当初は主体となって実施し、避難が中・長期化する場合には、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行うことについて、出前講座や防災訓練、HUG訓練、防災組織連絡協議会等の機会を捉え、周知・啓発する。

意見を踏まえた修正

ページ内に記載する国勢調査の数値及び表現が異なる。

修正案

本市からは、毎日約52,200人の市民が市外に通勤
就業・通学しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

現案

本市からは、毎日約52,500人の市民が市外に通勤・通学しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

意見を踏まえた修正

緊急輸送道路について、第二次緊急輸送道路の説明が誤っているため、修正してもらいたい。

修正案

区分	基準	該当道路
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	<input type="radio"/> 関越自動車道 <input type="radio"/> 国道254号 <input type="radio"/> 国道463号
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	<input type="radio"/> 国道254号 <input type="radio"/> 主要地方道 さいたま東村山線 (国道254号との交点～都県境) <input type="radio"/> 一般県道 東京朝霞線
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	<input type="radio"/> 主要地方道 保谷志木線 <input type="radio"/> 市道第1号線 (新座警察署～新座市役所) <input type="radio"/> 市道第3001号線～3005号線 <input type="radio"/> 市道第3058号線 <u>(国道254号との交点～清瀬市境)</u> <input type="radio"/> 市道第5028号線 <u>(東京朝霞線との交点～和光市境)</u> <input type="radio"/> 川越新座線 (国道254号線との交点～新座柳瀬高等学校) <input type="radio"/> 練馬所沢線 (今後指定予定)

現案

区分	基準	該当道路
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	<input type="radio"/> 関越自動車道 <input type="radio"/> 国道254号 <input type="radio"/> 国道463号
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	<input type="radio"/> 国道254号 <input type="radio"/> 主要地方道 さいたま東村山線 (国道254号との交点～都県境) <input type="radio"/> 一般県道 東京朝霞線
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	<input type="radio"/> 主要地方道 保谷志木線 <input type="radio"/> 市道第1号線 (新座警察署～新座市役所) <input type="radio"/> 市道第3001号線～3005号線 <input type="radio"/> 市道第3058号線 <u>○市道第5028号線</u> <u>(国道254号との交点～日本運輸倉庫(株)の経路)</u> <input type="radio"/> 川越新座線 (国道254号線との交点～新座柳瀬高等学校) <input type="radio"/> 練馬所沢線 (今後指定予定)

意見を踏まえた修正

⑤個別避難確保計画の実行性の確保について、文章中にある「実効」と表記が異なる。

修正案

⑤ 個別避難計画の実効性確保

本市は、避難支援等関係者などの協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制を整備し、要支援者と具体的な打合せをするなど、個別避難計画の実効性の確保に努める。

現案

⑤ 個別避難計画の実行性確保

本市は、避難支援等関係者などの協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制を整備し、要支援者と具体的な打合せをするなど、個別避難計画の実効性の確保に努める。

意見を踏まえた修正

- ①出納班の事務分掌の「義援金品」の「品」に取り消し線があるため、修正してもらいたい。
- ②「□災害対策本部事務局の事務分掌（その3）」内の下水道課の事務分掌内に文言を追記してもらいたい。

修正案

インフラ整備部長	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 選挙管理委員会事務局	1 応急給水 2 飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1 水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 給水源の確保 3 水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1 下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 市街地の排水対策 3 土木建設業者等との連絡調整 4 下水道工事店との連絡調整
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 歴史民俗資料館	1 教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2 文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課 教育相談センター 給食調理員	1 児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 2 児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 3 学校再開に向けた対応 4 応急教育 5 避難場所運営支援 6 教育相談と健康管理 7 被災児童、生徒への学用品等の支給 8 炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1 災害対策関係予算に関する出納 2 義援金品の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1 新座市議会議員の安否確認 2 新座市議会議員からの情報集約 3 新座市議会議員への情報提供 4 新座市議会災害対策支援本部の事務補助

現案

インフラ整備部長	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 選挙管理委員会事務局	1 応急給水 2 飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1 水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 給水源の確保 3 水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1 下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 市街地の排水対策 3 土木建設業者等との連絡調整 4 (新規)
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 歴史民俗資料館	1 教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2 文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課 教育相談センター 給食調理員	1 児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 2 児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 3 学校再開に向けた対応 4 応急教育 5 避難場所運営支援 6 教育相談と健康管理 7 被災児童、生徒への学用品等の支給 8 炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1 災害対策関係予算に関する出納 2 義援金品の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1 新座市議会議員の安否確認 2 新座市議会議員からの情報集約 3 新座市議会議員への情報提供 4 新座市議会災害対策支援本部の事務補助

※他1か所（第3編P. 55）で同様の修正を行う。

意見を踏まえた修正

医療班の収集先が保健センターとなっているが、収集後一定人数のメンバーは医療班の活動場所として位置付けられている本庁舎3階に移動することが想定されるが、そのことが分かるような記載方法が良いのではないか。

修正案

医療班	保健センター	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
-----	--------	--------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

	収集先	収集者	業務内容
①	市役所庁舎	<ul style="list-style-type: none">・本部長（市長）・副本部長（副市長及び教育長）・危機管理室、総務課、情報システム課、デジタル市役所推進室、人事課、シティプロモーション課、管財契約課、<u>保健センター</u>、道路管理課、道路河川課、建築審査課及び応急危険度判定士の有資格者※、新座駅北口土地区画整理事務所、みどりと公園課、水道業務課、水道施設課、下水道課、教育総務課、市議会事務局の職員	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部の設置・情報システムの復旧・道路、上下水道の復旧・情報の収集・整理・職員収集状況の整理・応急給水
②	指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none">・①③以外の職員	<ul style="list-style-type: none">・避難者支援
③	児童発達支援センター <u>（削除）</u>	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターの職員※ <u>（削除）</u>	<ul style="list-style-type: none">・施設の安全確認・利用者の安全確保

現案

医療班	保健センター	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
-----	--------	-------------------------------------	--------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

	収集先	収集者	業務内容
①	市役所庁舎	<ul style="list-style-type: none">・本部長（市長）・副本部長（副市長及び教育長）・危機管理室、総務課、情報システム課、デジタル市役所推進室、人事課、シティプロモーション課、管財契約課、道路管理課、道路河川課、建築審査課及び応急危険度判定士の有資格者※、新座駅北口土地区画整理事務所、みどりと公園課、水道業務課、水道施設課、下水道課、教育総務課、市議会事務局の職員	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部の設置・情報システムの復旧・道路、上下水道の復旧・情報の収集・整理・職員収集状況の整理・応急給水
②	指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none">・①③以外の職員	<ul style="list-style-type: none">・避難者支援
③	児童発達支援センター <u>（削除）</u>	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターの職員※ <u>（削除）</u>	<ul style="list-style-type: none">・施設の安全確認・利用者の安全確保

意見を踏まえた修正

「エコノミー症候群」ではなく、「エコノミークラス症候群」が正当ではないか。

修正案

- 被災地及び避難所における胸部レントゲン、心電図、検尿、血液検査等
- クラッショウシンドローム患者の発見及び医療機関への搬送
- 風邪等にかかった被災住民に対する「医療班」等への受診指導
(特に、高齢者、障がい者、幼児は、被災直後は抵抗力が弱まっており、手当ての遅れが肺炎や死亡につながるおそれがある。)
- 被災住民に対する、身体の保温、うがいや手洗いの励行、マスクの着用、エコノミークラス症候群の予防等の保健指導
- 避難所における巡回健康・栄養相談

現案

- 被災地及び避難所における胸部レントゲン、心電図、検尿、血液検査等
- クラッショウシンドローム患者の発見及び医療機関への搬送
- 風邪等にかかった被災住民に対する「医療班」等への受診指導
(特に、高齢者、障がい者、幼児は、被災直後は抵抗力が弱まっており、手当ての遅れが肺炎や死亡につながるおそれがある。)
- 被災住民に対する、身体の保温、うがいや手洗いの励行、マスクの着用、エコノミー症候群の予防等の保健指導
- 避難所における巡回健康・栄養相談

意見を踏まえた修正

「(2)下水道施設応急対策計画」内に文言を追記してもらいたい。

修正案

(2) 下水道施設応急対策計画

① 下水道管渠の破損に対しては、汚水、雨水の流下に支障のないように応急措置を講じ、万全を期すとともに、雨水による内水の排除を実施するため、これに必要な設備、職員の配置等を定め、被害を最小限度に止めるよう努める。

特に、緊急輸送道路の通行確保のため、下水道管渠破損による道路陥没、液状化に伴うマンホール浮上等の対応に努める。

② 枝線・幹線を含め、重要な管きょの流下能力の回復を図る。

③ 下水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

現案

(2) 下水道施設応急対策計画

① 下水道管渠の破損に対しては、汚水、雨水の流下に支障のないように応急措置を講じ、万全を期すとともに、雨水による内水の排除を実施するため、これに必要な設備、職員の配置等を定め、被害を最小限度に止めるよう努める。

特に、緊急輸送道路の通行確保のため、下水道管渠破損による道路陥没、液状化に伴うマンホール浮上等の対応に努める。

② 枝線・幹線を含め、重要な管きょの流下能力の回復を図る。

(新規)

意見を踏まえた修正

「ハザード」という単語が用いられている箇所は計画内で第3編7ページだけなので、言葉を定義付けるか表現を改めてはいかがか。

修正案

注) 想定避難対象人口は、令和7年10月1日現在で
各河川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内
に居住する推計人口である。

現案

注) 想定避難対象人口は、令和7年10月1日現在で
ハザード内に居住する推計人口である。

意見を踏まえた修正

第4章 文化財災害対策計画の前文を修正して改めてもらいたい。

修正案

市内に存在する貴重な文化財を後世に伝えるため、災害から守るための対策について定める。

文化財に対する災害は、風水害、地震、火災、落雷などによる損失が予想されるが、最も憂慮されるべきであるのは有形文化財の火災による焼失である。

災害から文化財の保全を図るため、次に示す事前の予防対策の実施を推進する。

- ⑨ 収蔵施設、避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化
- ⑩ 文化財に対する防火思想の普及徹底のための講習会等の広報活動
- ⑪ 所有者・管理者に対する啓発

現案

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとし、風水害、地震、火災、落雷などによる損失が予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

災害から文化財の保全を図るため、次に示す事前の予防対策の実施を推進する。

- ⑨ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化
- ⑩ 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- ⑪ 所有者に対する啓発

意見を踏まえた修正

段落ずれのある箇所があるため、修正が必要と考える。

修正案

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

現案

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

所要の修正

地区防災計画一覧に新座団地自治会・自主防災会を追加

修正案

団体名称	策定年月
栄四丁目町会・自主防災会	平成 29 年 4 月
栗原三丁目町内会・自主防災会	平成 14 年 1 月
石神町会・自主防災会	平成 26 年 10 月
北原町会・石神町会・堀ノ内町内会合同	平成 30 年 5 月
西堀町内会	平成 26 年 9 月
本多自主防災会	平成 29 年 4 月
野火止四丁目自主防災会	平成 28 年 12 月
新座リバーサイド管理組合・自治会	平成 24 年
東一丁目自主防災会	平成 27 年 5 月
新堀二丁目自治連合会	令和元年 11 月
新堀二丁目自主防災会	
あたご三丁目町会	令和元年 12 月
北野一・二丁目自主防災会	令和 5 年 4 月
馬場三丁目町内会	令和 6 年 9 月
新座団地自治会・自主防災会	令和 7 年 11 月

現案

団体名称	策定年月
栄四丁目町会・自主防災会	平成 29 年 4 月
栗原三丁目町内会・自主防災会	平成 14 年 1 月
石神町会・自主防災会	平成 26 年 10 月
北原町会・石神町会・堀ノ内町内会合同	平成 30 年 5 月
西堀町内会	平成 26 年 9 月
本多自主防災会	平成 29 年 4 月
野火止四丁目自主防災会	平成 28 年 12 月
新座リバーサイド管理組合・自治会	平成 24 年
東一丁目自主防災会	平成 27 年 5 月
新堀二丁目自治連合会	令和元年 11 月
新堀二丁目自主防災会	
あたご三丁目町会	令和元年 12 月
北野一・二丁目自主防災会	令和 5 年 4 月
馬場三丁目町内会	令和 6 年 9 月
(新規)	

意見を踏まえた修正

市内下水道工事店の一覧を追加してもらいたい。

修正案

新座市指定下水道工事店一覧 (令和7年12月1日現在)

番号	名称	所在地	電話番号
1	株ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475
2	㈲神田設備工業	本多一丁目 12-5	048-478-1744
3	株高橋設備工業所	栗原六丁目 10-25	042-423-6626
4	株並木住設	本多一丁目 1-36	048-478-2430
5	㈲並木水道	野火止三丁目 1-9	048-479-1581
6	株辻村設備	栄三丁目 7-9	048-478-4977
7	丸大工業株	栄四丁目 6-30	048-477-0211
8	越前谷建設株	新堀一丁目 2-2	042-493-5826
9	㈲萩原設備	石神二丁目 12-6	048-479-7842
10	㈲高野設備工業所	西堀三丁目 1-21	042-491-1333

以下略

現案

(新規)

該当頁 資料編 P. 45, 46

新座団地自治会自主防災会 地区防災計画(素案)

2025年11月9日作成

1. 基本方針

新座団地自治会自主防災会は、団地に居住するすべての住民の生命と財産を守ることを目的に、地域特性に応じた防災体制を整備します。とりわけ、近年多発する豪雨災害や大規模地震への備えを強化し、住民が主体的に行動できる地域防災力の向上をめざします。

〈地域特性〉

新座団地は、1団地認定となっており、建蔽率20%、容積率60%（第1種住居地域は建蔽率60%、容積率200%）となっています。このため、建物間の距離が広く取れることで火災の延焼や倒壊時の影響が少なく、緊急時の避難や消防活動のスペースも確保しやすい地域です。建物が密集しない分、排水・上下水道・交通などの負担が小さく、災害時のリスクも低いことが想定されます。防災性・防火性が高く、地盤やインフラへの負荷が少ない地域となっています。

2. 災害種別ごとの避難方針

（1）水害時の避難

新座団地は柳瀬川に隣接しており、豪雨による氾濫や内水氾濫の危険性がある地域です。新座市洪水・土砂災害ハザードマップでは、柳瀬川が氾濫し洪水が発生した際に浸水による被害を受けるおそれがある場所として示されています。

避難場所：東北小学校

避難経路：団地から約1km。途中に急坂があり、高齢者・障がい者には負担が大きい経路です。

注意事項：豪雨時はバス運行が停止する場合があるため、徒歩での避難が基本となります。新座小学校は低地に位置しており、水害時に避難すると危険です。そのため、柳瀬川の水位を注視しながら、鉄筋コンクリート造5階建ての特性を生かした「垂直避難（上階避難）」を優先します。東北小学校への避難は、避難所開設状況をHP

や電話で確認のうえ、早期避難を原則とします。

(2) 地震時の避難

地震発生時の指定避難所は新座小学校です。避難の際は、はなみずき通りなど大通りを通行してください。建物倒壊やガラスの落下物を避けるためです。

新座団地の建物は鉄筋コンクリート造で耐震性が高いため、建物の損傷が軽微な場合は自宅での在宅避難を基本とします。避難所には十分な物資が確保されない可能性もあるため、以下の備えを行います。食料・飲料水は3日分を目安にローリングストックで確保する。簡易トイレ・薬剤トイレなど、下水道が使用できない事態に備える。

3. 避難所運営について

避難所の運営にあたっては、地域住民が協力し、円滑かつ安全に活動できるよう、次のとおり役割分担(班編成)を行います。

(1) 給水班

避難所に届いた飲料水や生活用水の受け取り・保管・配布を担当する。給水車や支援物資の到着情報を把握し、住民に必要量を公平に分配する。

(2) 情報班

行政・防災機関などからの災害情報の収集・整理・伝達を行う。避難所内外の状況を把握し、掲示板や放送等を用いて情報を共有する。また、住民からの要望や状況報告を取りまとめ、防災本部へ伝える。

(3) 防火班

避難所および周辺の火気の管理・防火巡回・初期消火活動を担当する。避難所内での調理や暖房使用時の安全管理に留意し、火災防止に努める。必要に応じて消防署等への通報・連携を行う。

(4) 避難誘導班

災害発生時、住民の安全な避難誘導および避難経路の確保を行う。特に高齢者・

障がい者・子どもなど、避難支援が必要な人への誘導を優先し、避難所内の受付・案内も担当する。

(5) 救出・救護班

倒壊家屋や閉じ込めなどの発生時に、可能な範囲での救出活動を行う。また、けが人への応急手当・搬送・医療機関への連絡を担当する。衛生管理にも配慮し、感染症防止や清潔な環境維持に努める。

4. 避難訓練と地域連携

毎年、自治会自主防災会では避難訓練を実施します。訓練は以下の関係機関と協力して行います。

UR都市機構(大家)

新座市

新座消防署大和田分署

新座市消防団第6分団 ほか

高齢者、障がい者、外国籍住民など、誰もが参加しやすい訓練を行うよう配慮します。訓練を通じて、顔の見える関係づくりと地域の防災力向上を図ります。

5. 連絡体制について

災害発生時には、自治会事務所を防災本部とします。役員は可能な限り速やかに防災本部に集合し、状況の把握と対応にあたります。平常時より役員の連絡網を整備し、グループLINE等の活用を検討します。

また、安否確認については、各世帯が無事である場合、団地北側の窓に「無事です」黄色いフラッグを提示します。フラッグがない場合は、代わりに無事がわかるものを掲示することとします。災害時にはこの表示をもとに、地域内の安否確認を実施します。

6. 要配慮者支援体制

高齢化や外国人住民の増加により、災害時の支援体制の確立が課題となっていきます。役員の高齢化も進み、要配慮者への支援が難しくなりつつあります。そのため、以下の方針で段階的に支援計画を策定します。

要配慮者名簿の整備(希望登録制を検討)

平時からの声かけ・見守り体制の強化

外国人住民への多言語案内・対話機会の確保

住民同士の助け合いを基本とした共助の仕組みづくり

外国籍住民の多くは若年層であり、日常的な交流や対話を重ねることで、災害時の協力体制を築くことが重要です。

7. 今後の課題と取組方向

日ごろから市・県への連携し、必要なことは要望していく

他団体と協議し、協力体制を構築していく

要配慮者避難支援計画の具体化

在宅避難者支援体制(物資・情報提供)の整備

防災倉庫や備蓄品の確保・更新

多文化共生をふまえた防災啓発活動

毎年の避難訓練の継続と改善

8. おわりに

本計画は、現時点での地域状況と課題を踏まえた素案です。今後、関係機関および住民の意見を踏まえて改訂を重ね、より実効性のある地区防災計画として整えていきます。

提出先:新座市(危機管理室)

作成:新座団地自治会自主防災会

作成年月日:令和7年11月(2025年11月)

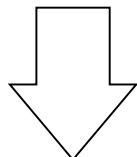
今後のスケジュールについて

令和8年1月29日（木）開催（本日）

『第2回新座市防災会議』

新座市地域防災計画（最終案）について、

協議・承認後、完成へ



印刷製本を行い、冊子を委員の皆様に送付

（4月～5月頃を目指す）

新たな防災気象情報の運用開始について

気象庁では、令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用を開始する

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

新たな防災気象情報を踏まえ、市の防災体制（配備体制や避難所開設のタイミング等）を検討する必要がある。



市の防災体制について出水期（令和8年4月末）までに暫定的な運用を定めるとともに、渇水期（令和8年11月以降）に防災体制の振り返り・検証を行うことから、今回の地域防災計画の見直しでは修正を行いません。